

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		立入検査結果の通知
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		消防法、
条 項		第 4 条第 1 項、第 1 6 条の 5 第 1 項
所 管 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7038)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 法令の規定上明らかであるため。
	備 考	